

諮問番号：平成29年度諮問第57号

答申番号：平成29年度答申第59号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次の事情を顧みずになされた原処分（精神障害者保健福祉手帳申請の不承認処分）は、違法、不当であると主張しているものと解される。

- (1) 審査請求人は、日常生活能力の障害が主たる精神障害である「その他の習慣及び衝動の障害」に大きく影響を受けていることは明らかである。
- (2) 例えば、「趣味娯楽への関心、文化的社会活動への参加」は、「衝動の障害」があることにより支援者の細心の注意及び見守りが必要であり、従たる精神障害の「軽度知的障害」に由来するものではない。
- (3) 以上のとおり、審査請求人は、日常生活で常に著しい制限を受けていることから、精神障害者保健福祉手帳の交付対象者に該当する。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 診断書において、主たる精神障害とされている「その他の習慣及び衝動の障害」という診断は、持続的に繰り返される適応障害の行動に用いられるものであり、その行動の衝動に抵抗することに繰り返し失敗するとされていることなどから「非器質性睡眠障害」（ICD-10コード：F51）や「性同一性障害」（ICD-10コード：F64）などと同様に、主たる精神障害が原因疾患として日常生活能力の障害に大きく起因していると判断することはできない。
- (2) 診断書では、従たる精神障害として、軽度知的障害があるとされ、生活能力の状態の具体的程度等について、「ADL（日常生活動作）は自立しているが、困ったときに直ちに助けを求められる環境で生活していなければ、軽度知的障害があるため、危険な行動に至る可能性が高い。」と記載されており、当該従たる精神障害が、能力障害（活動制限）の状態（日常生活能力）に大きく起因している可能性は否定できないと考えられるが、精神障害者保健福祉手帳制度において、知的障害者は対象外とされており、手帳の判定において、評価することはできない。
- (3) 診断書の記載内容から総合的に勘案した結果、日常生活能力の障害を呈し

ていても、それが主たる精神障害である「その他の習慣及び衝動の障害」に起因するものと判断することが困難であり、従たる精神障害である軽度知的障害が存在し、能力障害（活動制限）の状態を呈している可能性は否定できないが、知的障害は療育手帳の交付対象となることから、総合的に判定した結果、精神障害者保健福祉手帳は非該当とする判断は適当であり、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、主治医の診断書に基づき、処分庁の精神保健福祉センターの審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、日常生活能力の障害は、従たる精神障害である「軽度知的障害」に由来するものではなく、主たる精神障害である「その他の習慣及び衝動の障害」が大きく影響していることは明らかであり、日常生活に常に著しい制限を受けていることから、原処分は違法、不当であると主張している。

しかし、精神医学的知見に照らすと、「その他の習慣及び衝動の障害」（ICD-10コード F63.8）は、持続的に繰り返される適応障害の行動であり、その行動を実行する衝動に抵抗することに繰り返し失敗する障害であるとされており、例えば、「非器質性睡眠障害」、「病的賭博」又は「性同一性障害」などと同様に、その障害を有すること自体が、手帳の判定指標となる日常生活能力の程度に何らかの影響を及ぼすこととなるものではなく、本件にあつては、診断書の記載内容からは、審査請求人の日常生活能力の程度は、むしろ、従たる障害とされる「軽度知的障害」に起因する蓋然性が高いものといわざるを得ないから、審査請求人の主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成30年3月7日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月14日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

精神障害者保健福祉手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うものとされ、同法及び精神障害者保健福祉手帳制度実施要領によると、同手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、医師の作成した診断書に基づいて処分庁（知事）が設置する精神保健福祉センターが行った判定

結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

なお、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となる精神障害者のうち、知的障害者は、療育手帳制度の支援措置の対象とされていることから、その交付対象から除かれている（同法第45条第1項）。

そこで、同診断書をみると、主たる精神障害として「その他の習慣及び衝動の障害」、従たる精神障害として「軽度知的障害」があるとされ、情動及び行動の障害として「爆発性」及び「衝動行為」があり、日常生活能力はおおむね「援助があればできる」程度の能力であるとされている一方、病状の状態像としては、「知的障害のため解決能力が低く」、「軽度知的障害があるため、危険な行動に至る可能性が高い」とされている。

他方、精神医学的知見によると、「その他の習慣及び衝動の障害」は、「病的賭博」又は「性同一性障害」などと同様に、その障害を有すること自体が、手帳の判定指標となる日常生活能力の程度に何らかの影響を及ぼすことになるものではないとされている。

こうした事実関係に基づき、医学的知見に照らして判断すると、審査請求人の情動行動や日常生活能力が主たる障害である「その他の習慣及び衝動の障害」に由来するとは認められず、むしろ、従たる障害である「軽度知的障害」に起因すると考えられるとした精神保健福祉センターの判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委 員 (会長)	岸	本	太	樹
委 員	中	原		猛
委 員	八	代	眞	由 美